令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金(設備単位型)
交付申請書類作成に関する注意点

・書類に不備が確認された場合、書類の修正・再提出が必要になり、審査に時間を要する可能性があります。
・ご提出前に提出書類に不備や不足がないか、ご確認いただき、提出してください。

No.	項目	不備内容	注意点・確認事項
1	交付申請書 (かがみ)	交付申請書(かがみ)の「投資促進」 または「投資促進・需要構造転換」の いずれか1枚のみ提出されている。	「申請書詳細 画面」上で「メーカー強化枠/従来枠で 申請が可能です。」と表示されている場合、 交付申請書(かがみ)は「投資促進」および 「投資促進・需要構造転換」の2枚を提出してください。
2	指定様式 中長期計画書	指定様式の「中長期計画書」が 提出されていない。	年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上 ではない事業者(特定事業者等以外の事業者)は、 指定様式の「中長期計画書」を提出してください。
3	定期報告書の 特定第1表	定期報告書の「特定第1表」の写しが 提出されていない。	年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上 である事業者(特定事業者等)は、直近で提出済みの 省エネ法上の定期報告書の「特定第1表」の写しを 提出してください。
4	開示制度に 参加していることを 証する資料	「省エネ法・温対法・フロン法電子報告 システム(EEGS)」から送付される 自動返信メールの写しが提出されていない。	EEGSから送付される自動返信メールを 提出してください。 (事業区分(Ⅲ)/GX(Ⅲ)交付申請の手引きP.55参照)
5	決算書	貸借対照表が提出されていない。	導入する補助対象設備の所有者の、直近の 年度決算における貸借対照表を提出してください。
		貸借対照表に法人名の記載がない。	貸借対照表に法人名の記載があることを 確認してください。記載がない場合は、追記してください。
		連結決算の貸借対照表が提出されている。	連結決算ではなく、単独決算の貸借対照表を 提出してください。
6	中小企業者である ことの宣誓書 ※設備使用者が 中小企業者の 場合のみ	出資者名等の記載がない、 又は株主名簿が提出されていない。	中小企業者であることの宣誓書に 出資者名・出資比率を記載するか、 記載しない場合は併せて株主名簿を提出してください。
7	設備設置承諾書	設備設置承諾書が提出されていない。	申請者と建物の所有者が異なる場合は、 設備設置承諾書を提出してください。
		押印がない。	建物所有者の押印を必ず取得してください。
		個人所有だが、名称欄に記載がある。	個人所有の場合は、「名称」は空白とし、 「代表者名」に所有者名を記入してください。

令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金(設備単位型)
交付申請書類作成に関する注意点

・書類に不備が確認された場合、書類の修正・再提出が必要になり、審査に時間を要する可能性があります。
・ご提出前に提出書類に不備や不足がないか、ご確認いただき、提出してください。

No.	項目	不備内容	注意点・確認事項
8	見積書	見積書から「補助対象経費」が確認できない。	「補助対象経費」と「補助対象外経費」を明確に分けて記載してください。 (事業区分(Ⅲ)/GX(Ⅲ)交付申請の手引きP.28参照)
		補助対象経費に補助対象として認められない経費が計上されている。	設備の設置・運搬にかかる費用(据付・運搬費)が、補助対象外経費に計上されているか確認してください。 据付費・運搬費のうち、片方の費目がもう片方に含まれる場合は、その旨がわかるように記載してください。 例：据付費(運搬費含む) また、据付費・運搬費が設備費に含まれている可能性が考えられるため、「弊社負担」「無償対応」「0円」などは記載せず、補助対象外経費に発生する費用を記載してください。 ※設備本体に含まれる範囲については、公募要領P.97以降を参考にしてください。
		見積書に記載されている金額と補助事業ポータルに登録された金額が一致していない。	最新の見積書であることを確認のうえ、見積書に記載されている金額を補助事業ポータルに入力してください。
		見積書に記載されている設備と補助事業ポータルに登録された型番が一致していない。	見積書に記載されている設備が、補助事業ポータルに登録した設備と同一であることが分かるように、見積書に型番や製品名を記載してください。
		見積書に必須仕様付設備の「必須仕様内容」の記載がない。 ※必須仕様付の生産設備を導入予定の場合	導入予定設備の型番で複数の仕様があり、一部の仕様のみ基準を満たす場合、［必須仕様付］の設備となります。 ［必須仕様付］の設備を導入予定の場合、「必須仕様内容」を補助対象経費に記載してください。